（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第十六条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六条の二の二第八項」を「第六条の二の二第九項」に改める。

第三条第一項中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改め、同条第四項中「購入又は修理」を「購入等」に改める。

附則第三条第三項中「第五条第二十三項」を「第五条第二十五項」に改め、「購入」の下に「、借受け」を加える。

第二章　経過措置

（就労定着支援又は自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者に関する経過措置）

第十七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する就労定着支援又は同条第十六項に規定する自立生活援助については、同法第四十三条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行される日又は平成三十一年三月三十一日のいずれか早い日までの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

（居宅訪問型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者に関する経過措置）

第十八条　改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援については、同法第二十一条の五の十八第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行される日又は平成三十一年三月三十一日のいずれか早い日までの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

（自立支援給付に関する経過措置）

第十九条　この政令の施行の日前に行われた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る同法第六条に規定する自立支援給付については、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十五号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十九条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第二十二条）
第二章　経過措置（第二十三条）
附則

第一章　関係政令の整備

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　介護サービス情報の公表（第三十七条の二―第三十七条の十二）」を「第四節　介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）
第五節　介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三―第三十七条の十二）」に改める。

第二条第六号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護（同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。）以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。

一　次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）

イ　都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修　当該都道府県知事

ロ　都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。）　当該介護員養成研修事業者

二　居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

第三条第二項中「前項第二号」を「前項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第一号ロ」に改める。

第三十五条の二中「第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）」の下に「、第百七条第三項第五号（法第百八条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二十一号中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削る。

第三十五条の三中「第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）」の下に「、第百七条第三項第六号（法第百八条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十五条の四中「、」に、「に規定する」を「及び第百七条第三項第十四号（法第百八条第四項において準用する場合を含む。）に規定する」に改める。

第三十五条の五中「第百四条第一項第九号」の下に「、第百十四条の六第一項第九号」を加える。

第三十五条の六の表第七十条の二第四項の項を次のように改める。

第七十条の二第四項	第一項	第七十八条の十二において準用する第一項